

令和6年12月25日
消費者庁消費者政策課

「第5期消費者基本計画（素案）」に関する意見募集について

1 意見募集対象

第5期消費者基本計画（素案）

2 意見募集の目的

政府においては、長期的に講ずべき消費者政策の大綱である消費者基本計画※に基づき、関連施策を推進しております。

現行の「第4期消費者基本計画」が令和6年度をもって最終年度を迎えることから、今年度中に、令和7年度以降を対象期間とした「第5期消費者基本計画」を策定する必要があります。

今般、消費者庁において、消費者政策をめぐる現状と課題等を踏まえ、「第5期消費者基本計画」の素案を作成しました。

つきましては、この素案について、国民の皆様の御意見を募集いたしますので、御意見のある方は、以下により、御提出ください。

※ 「消費者基本計画」とは、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第9条の規定に基づき、政府が消費者政策の計画的な推進を図るため、

①長期的に講ずべき消費者政策の大綱

②消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

について定めた消費者政策の推進に関する基本的な計画です。

現行の計画は、令和2年3月31日に閣議決定され、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象としています。

3 意見募集期間

令和6年12月25日（水）から令和7年1月23日（木）まで

（郵送の場合は同日必着）

4 御意見の提出方法

意見提出様式（別紙様式）又は様式の記載事項を全て満たした用紙を用いて、日本語により作成した御意見を、次のいずれかの方法により提出してください。

御意見の提出に当たっては、該当箇所を明確にした上で、1行につき1意見を記載してください。

なお、インターネット又は郵送以外の方法による御意見は受理できませんので、御了承ください。

1 インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の意見提出フォームから御提出ください。

2 郵送の場合

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階
消費者庁消費者政策課 宛て

封筒表面に「『第5期消費者基本計画（素案）』に関する意見」と朱書きしてください。

5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねます。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合があります。
- 御記入いただいた内容は、今後の政策検討等に利用するため、消費者庁における内部利用及び関係府省庁に提供する場合があります。また、お寄せいただいた御意見の取りまとめ作業等のため、当該作業を委託する事業者(Nomura Research Institute Singapore Pte. Ltd.) に提供いたします。

【本件の問合せ先】

消費者庁消費者政策課

杉田、羽田、宇津

TEL : 03-3507-9197（直通）

MAIL : i.basicplan@caa.go.jp